

丹波市職員措置請求監査結果

「(仮称) 丹波市クリーンセンター整備・運営事業に係る監査請求」

平成 23 年 4 月

丹波市監査委員

丹監委第 20 号
平成 23 年 4 月 28 日

請求人

●●●● 様
●●●● 様

丹波市監査委員 谷 垣 渉

丹波市監査委員 萩 野 拓 司

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 16 日付けで提出された住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりであったので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

第 1 請求人

住 所 兵庫県丹波市●●●●●

氏 名 ●●●●

住 所 兵庫県丹波市●●●●●

氏 名 ●●●●

第 2 請求の受付日

平成 23 年 3 月 16 日

第 3 請求の要旨

請求人は請求書において、「市長の支出は、遅くとも 2008 年度末頃には、すでに、炭化方式が技術面や経済性の面で計画どおり実現することが不可能

であることが明らかであったにもかかわらず、その判断を誤り、炭化方式が期限内に実現可能である、との違法・不当な判断のもとに、丹波市クリーンセンター整備・運営事業を進め、市に本来支出すべきでない違法な予算の支出をさせて、丹波市に損害を与えた。以上の違法・不当な支出の金額について、市長に返還を求めるなど必要な措置を取るよう勧告することを求める。」としている。請求人が主張する違法・不当な支出とは、請求書に違法支出一覧として記載があるとおり「施設整備にかかる事業者募集などの支援費用金 2,415 万円」である。

第4 措置請求書の補正

措置請求書を収受し要件審査を行った結果、措置請求書に不明な点があったので、請求人に補正を求めたところ、平成 23 年 3 月 16 日にその補正が行われた。

第5 事実を証する書面

丹波新聞（平成 23 年 2 月 17 日付）記事の写し。「変更の処理方式説明」

第6 請求の受理

本件請求について、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 23 年 3 月 18 日に受理した。

第7 監査の実施

1 新たな証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成 23 年 4 月 5 日に地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述において、請求人は、違法・不当な支出の返還には、「施設整備にかかる事業者募集などの支援費用」としての委託料の他、炭化方式によるクリーンセンター整備・運営事業に係る職員及び議会議員の人件費等の諸経費を含むものとされた。

また、新たな証拠等として、次の 7 点が提出された。

- ① ●●●●発行の新聞（平成 6 年 6 月 15 日付）
- ② 第 29 回丹波市議会定例会会議録
- ③ 丹波新聞（平成 15 年 2 月 13 日付）、朝日新聞（平成 15 年 8 月 20 日付）、神戸新聞（平成 15 年 8 月 20 日付）、朝日新聞（平成 15 年 9 月 8 日付）、

丹波新聞（平成 22 年 11 月 25 日付）

- ④ 丹波市一般廃棄物処理施設整備事業に係る事業者選定アドバイザー支援業務委託変更契約書（1 回目、2 回目変更）
- ⑤ 兵庫県との F A X 通信資料（平成 23 年 3 月 28 日付）
- ⑥ 丹波市環境部長申し入れ資料（平成 19 年 3 月 14 日付）
丹波新聞（平成 19 年 3 月 8 日付）、神戸新聞（平成 19 年 3 月 1 日付）
- ⑦ 丹波市副市長申し入れ資料（平成 21 年 7 月 15 日付）
●●●●発行の新聞（平成 6 年 6 月 15 日付）

2 監査の対象

措置請求書及び請求人陳述から特定される 財団法人 日本環境衛生センターとの委託契約「丹波市一般廃棄物処理施設整備事業に係る事業者選定アドバイザー支援業務」（以下、「事業者選定アドバイザー支援業務」という。）を監査の対象とした。

なお、請求人は、炭化方式によるクリーンセンター整備・運営事業に係る職員及び議会議員の人件費等の諸経費についても、違法・不当な支出であるとして返還を求めているが、これは措置請求書に記載された事項の範囲を超えてなされた陳述であると判断する。よって、これを住民監査請求の対象としない。

3 監査対象部局

環境部環境整備課（平成 23 年 4 月 1 日以後は、生活環境部環境整備課）とした。

4 監査対象部局の事情聴取

平成 23 年 3 月 23 日に環境部環境整備課（環境部長及び環境整備課担当職員 2 名）から事業の概要説明を受けると共に、事情の聴取を行った。

第 8 監査の結果

本件措置請求に係る「事業者選定アドバイザー支援業務」による委託料の支出については、違法、不当は認められず、損害が発生したとする主張にも理由がないと判断したので、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局の事情聴取、関係書類調査等により、「事業者選定アドバイザー支援業務」について以下の事項を確認した。

(1) 委託契約の状況について

丹波市長は、平成 21 年 6 月 24 日、財団法人 日本環境衛生センター 理事長との間において委託契約を締結している。委託金額は、24,150,000 円（消費税、地方消費税を含む。以下同じ。）で、履行期間は、平成 21 年 6 月 25 日から平成 22 年 3 月 26 日までである。

その後、平成 22 年 3 月 23 日、履行期間を平成 23 年 3 月 31 日まで延長する第 1 回の変更契約を締結している。

さらに、平成 23 年 3 月 1 日、委託金額を 4,169,550 円減額し、19,980,450 円とする第 2 回の変更契約を締結している。

(2) 委託業務の内容について

当初契約における業務の内容（項目）は、次のとおりである。

ア 炭化処理施設の整備・運営事業

(ア) 事前準備

a 基本条件等の整理

(イ) 事業者選定

a 公募準備（参加資格の設定、入札説明書・要求水準書・契約書案・事業者選定基準・提案様式の作成等）、 b 学識経験者への意見聴取事務支援、 c 事業者の公募、 d 資格審査、 e リスクワークショップの支援、 f 技術提案書の整理・評価、 g 事業者（落札者）の決定、 h 契約協議、 i その他

イ リサイクルセンター整備事業

(ア) 見積仕様書の作成

(イ) 見積設計書の比較検討

(ウ) 最終発注仕様書の作成

(エ) その他

その後、第 2 回変更契約において、当初契約の仕様書中 ア-(イ)-g 及び h の項目を削除する変更をしている。

(3) 入札辞退の発生

市は、平成 22 年 2 月 19 日に公告した総合評価方式による一般競争入札「（仮称）丹波市クリーンセンター整備・運営事業」に、3 社で構成する 1

グループから資格審査申請書の提出を受け、審査のうえ、その応募者を参加資格者と認めた。その後、参加資格者から概略提案書の提出を受け、競争的対話を実施している。さらに、炭化施設整備・運営事業入札書と同時に提出を受けた炭化施設整備・運営事業技術提案書類及びリサイクル施設整備事業見積設計図書について内容の整理・評価・検討がされている。

ところが、技術ヒヤリング前の平成 22 年 7 月 30 日、応札している入札参加資格者から、事業参加を辞退する届書が提出された。参加資格者が当該グループのみであったため、事業契約に至らなかった。

2 監査委員の判断

請求人の主張について、次のとおり判断する。

- (1) 事業者選定アドバイザー支援業務の委託契約は、違法・不当な判断のもとに締結されたものであるかどうか。

請求人は、「市長の支出は、遅くとも 2008 年度末頃には、すでに、炭化方式が技術面や経済性の面で計画どおり実現することが不可能であることが明らかであったにもかかわらず、その判断を誤り、炭化方式が期限内に実現可能である、との違法・不当な判断のもとに、丹波市クリーンセンター整備・運営事業を進め、市に本来支出すべきでない違法な予算の支出をさせて、丹波市に損害を与えた。」としている。ここで、請求人が問題としているのは、明らかに「違法・不当な判断のもとでの委託契約の締結」である。

ところで、地方自治法第 242 条第 2 項は、当該行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、住民監査請求をすることができないとして、請求の期間制限規定を設けている。この起算日の取り扱いは、判例（昭和 55 年 11 月 17 日松山地裁判決他）によると、契約の締結が違法であることを理由とする住民監査請求の請求期間は、契約の履行の時期にかかわらず、当該行為のあった日である契約締結の日から起算するとされている。

本件においては、その委託契約は平成 21 年 6 月 24 日に締結がされ、本措置請求日においては、1 年 8 月以上を経過している。

よって、本件委託契約の締結については、住民監査請求の対象とすることができない。

- (2) 総合評価一般競争入札「(仮称)丹波市クリーンセンター整備・運営事業」

において事業契約に至らなかったことにより、「事業者選定アドバイザー支援業務」に係る委託料の支出は、違法・不当であるかどうか。

当該委託業務の内容は、当初、炭化処理施設の整備・運営事業の事前準備、事業者選定の他、リサイクルセンター整備事業に係るものであった。その後、平成23年3月1日、変更契約により委託金額を19,980,450円としている。仕様書の変更に伴い、炭化処理施設の整備・運営事業の「事業者の決定及び契約協議」の業務に係る委託料4,169,550円を減額するもので、クリーンセンター整備・運営事業が契約に至らなかったことにより、不実施となった項目に係る委託料は支出されない。

よって、本件委託業務に係る委託料の支出は、違法・不当とは言えず、損害が発生したとする主張にも理由がないと判断する。